

第3回保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会

日時：平成30年9月13日（木）

午後4時から

会場：西谷地区センター

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 川島第六町内会加入者向けの住居表示に係る地元説明会の結果について（報告）資料1
- (2) 新町区域案の検討について 資料2
- (3) 検討開始チラシの配付状況について

3 閉会

川島第六町内会加入者向けの住居表示に係る
地元説明会の結果について（報告）

住所が西谷町で川島第六町内会に加入されている方向けに住居表示実施に向けた検討開始に関する説明会を開催しました。

【日程】

日時：平成30年7月28日（土）17時～

場所：川島第六町内会館

参加人数：15名

【内容】

- 1 保土ヶ谷区西谷地区の住居表示の検討を開始する経緯について
- 2 住居表示制度の概要について
- 3 今後の住居表示検討スケジュール案について
- 4 質疑応答

【当日の主な質疑応答概要】

Q 町名が変わるといいますが、西谷町が東川島町になるのか。

A 西谷町が西谷●丁目などになることを想定しています。東川島町に編入するものではありません。

また、「西谷●丁目」の「西谷」は例であり、具体的な町名は今後、検討してまいります。

Q 住所が変わると、どのような手続きが必要になるのか。

A 運転免許証やマイナンバーカード（通知カード）、各種契約等の住所変更が必要になります。住民票等の区役所に備え付けている帳簿等は、区役所で書き換えます。詳しいことは、西谷町で住居表示を実施する直前（現在の想定では、平成32年秋以降）に、各種御案内を記載した「しおり」を配付するほか、地元説明会を開催して御説明いたします。

Q 住所変更の手続きはいつするのか。

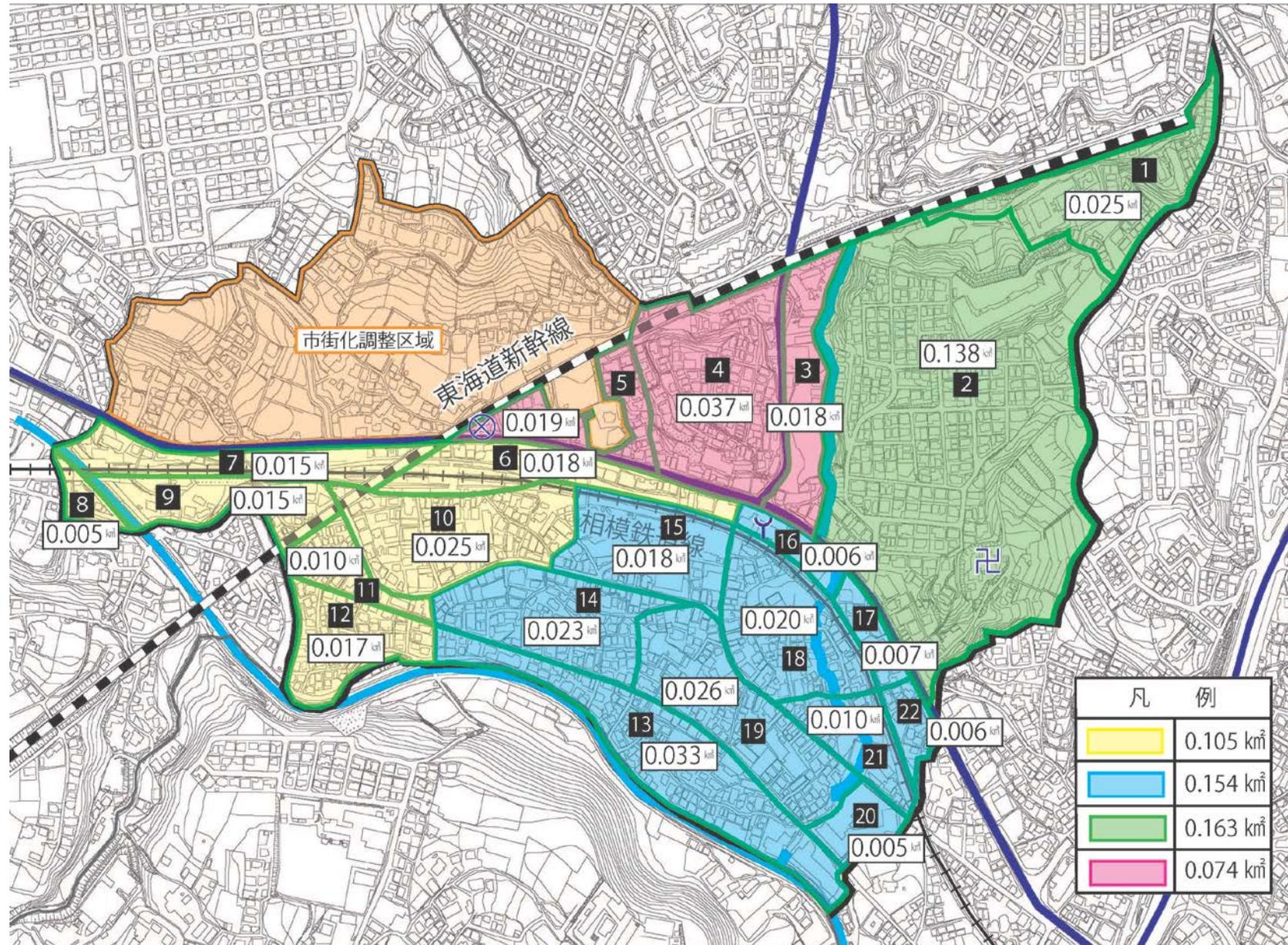
A 住居表示実施後になります。西谷町の住居表示は、最短でも平成32年秋を想定しておりますので、それ以降に手続きをお願いいたします。

Q 住居表示をすると、自治会が変わるのか。

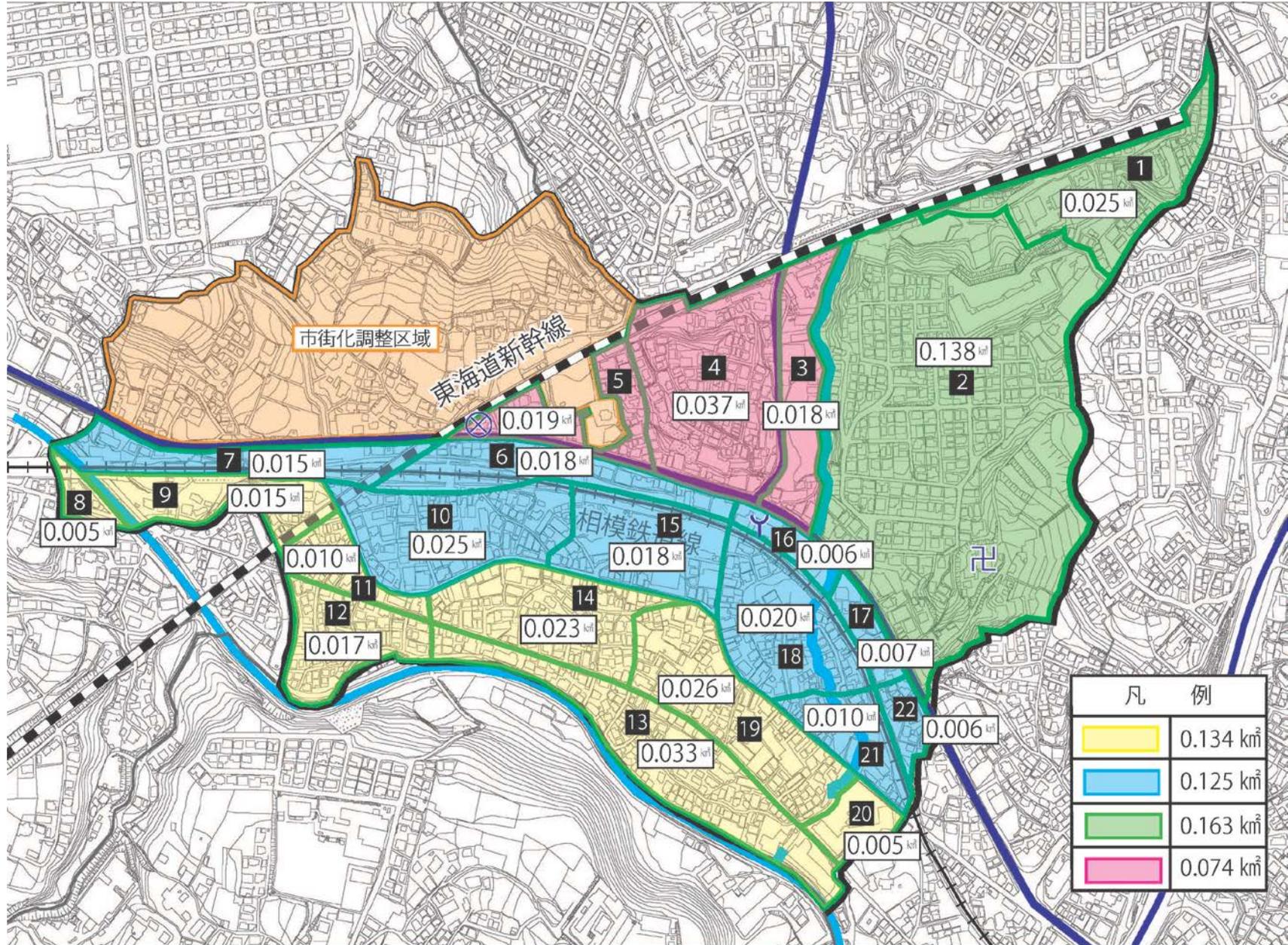
A 住居の表示が変わるだけです。

新町区域案の検討について（事務局案）

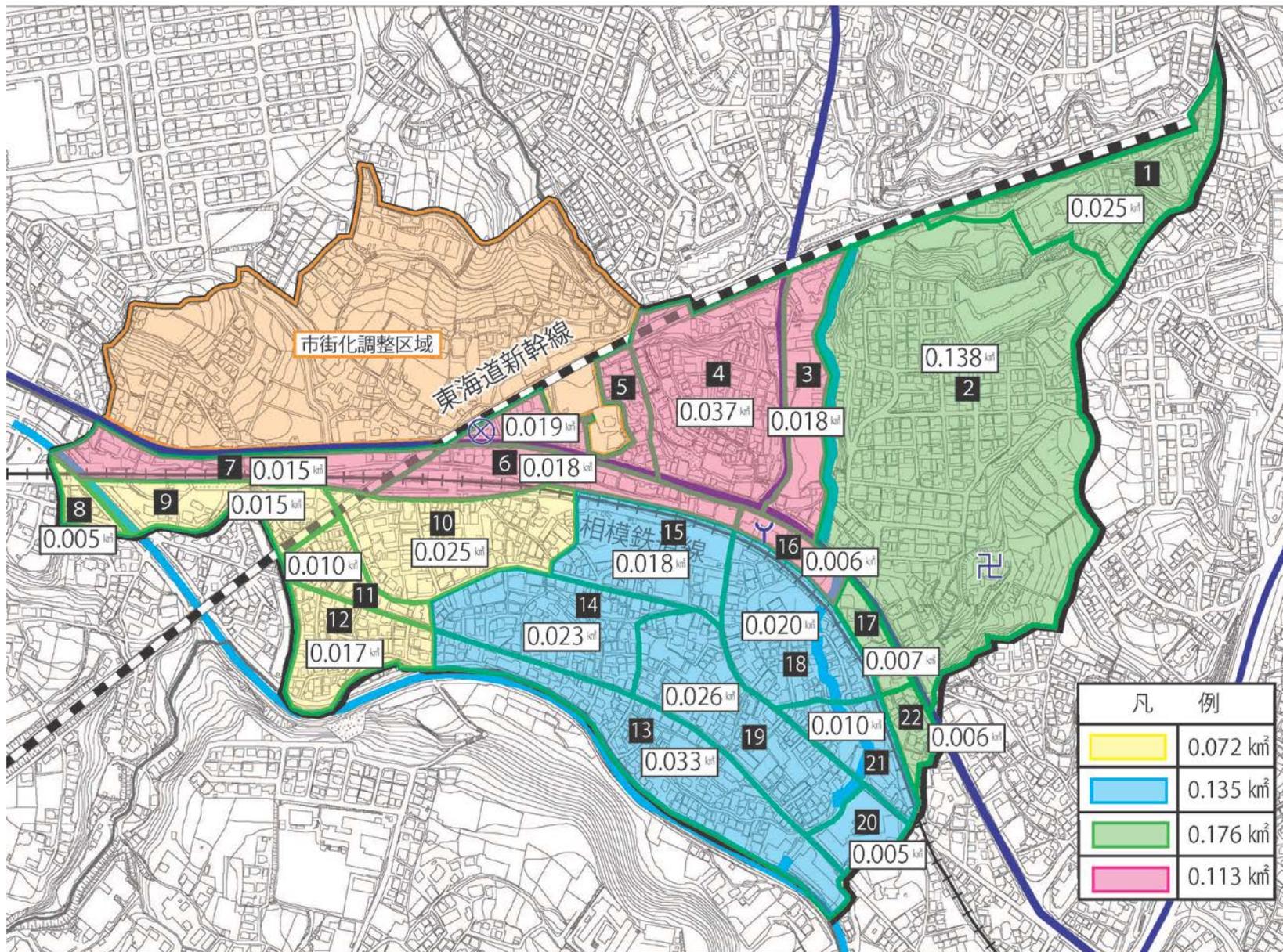
〈案1〉 国道16号線かつ南部を縦で区切る



〈案2〉 国道 16 号線かつ南部を横で区切る案



〈案3〉 相鉄線かつ南部を縦で区切る案



〈案4〉 相鉄線かつ南部を横で区切る案

